

# 日本における自殺統計の基礎知識

森 山 花 鈴

## 1. はじめに

2019年3月28日,日本における2018年の自殺者数(確定値)が20,840人であることが公表された。1月にも年間の自殺者数が公表されたが,その際,マスコミ各社が報道した中で,この数は警察庁の集計であることと,「速報値」と表記がある。実は警察庁の統計にも「速報値」「暫定値」「確定値」があり,さらには警察庁の統計以外に厚生労働省による統計も存在する。ただし,近年は警察庁の自殺統計を厚生労働省の自殺対策推進室が月別に集計・発表しており,やや複雑であるため,自殺対策に携わりはじめた関係者にとってはわかりづらいことが多い。そのため,本稿では,日本における自殺統計について,その内容と公表過程について明らかにしていきたい。

## 2. 公表されている自殺関連統計の現状

日本全体の自殺者数に関する統計には,主に警察庁と厚生労働省の統計が存在する(文部科学省によってなされていた「児童生徒の自殺等に関する実態調査」は児童生徒の自殺に関するものである)。

厚生労働省自殺対策推進室のウェブサイト<sup>1)</sup>によると,「自殺統計」は,日本における日本人及び日本における外国人の自殺者数としているのに対し,「人口動態統計」は日本における日本人のみの自殺者数としてい」ところに大きな差がある。そして,基本的には「自殺統計」は,発見地に計上しているのに対して,「人口動態統計」は,住所地に計上して」いる<sup>2)</sup>。また,「自殺統計」は,捜査等により,自殺であると判明した時点で,自殺統計原票を作成し,計上しているのに対し,「人口動態統計」は自殺,他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは原因不明の死亡等で処理しており,後日原因が判明し,死亡診断書等の作成者から自殺の旨訂正報告があった場合には,遡って自殺に計上して」る<sup>3)</sup>。なお,警察庁の統計で遡れるのは1978年分からであり,厚生労働省の人口動態統計による自殺統計は1947年分から連続して遡ることができる(それ以前もデータはあるが,戦時中は資料が少ない部分がある)。以下,警察庁と厚生労働省の統計の違いについて詳しく述べていきたい。

1) 厚生労働省自殺対策推進室ウェブサイト [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/jisatsu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/jisatsu/index.html) (last accessed 26/2/2019)

2) 厚生労働省『平成29年版自殺対策白書』p.4。

3) 同上

表1 警察庁「自殺統計」の職業別自殺者数分類

自営業・家族従業者	被雇用者・勤め人	無職
農・林・漁業	専門・技術職	学生・生徒等
販売店主	教員	未就学児童
飲食店主	医療・保健従事者	小学生
土木・建築業自営	芸能人・プロスポーツ選手	中学生
不動産業自営	弁護士	高校生
製造業自営	その他の専門・技術職	大学生
その他の自営業主	管理的職業	専修学校生等
	議員・知事・課長以上の公務員	無職者
	会社・公団等の役員	主婦
	会社・公団等の役員公団等の部・課長	失業者
	事務職	利子・配当・家賃等生活者
	事務員	年金・雇用保険等生活者
	販売従業者	浮浪者
	販売店員	その他の無職者
	外交員・セールスマン	
	露店・行商・廃品回収	
	サービス従業者	
	美容師・理容師	
	調理人・バーテンダー	
	飲食店店員	
	ホステス・ホスト	
	遊技場等店員	
	その他のサービス職	
	技能工	
	建設職人・配管工	
	輸送・精密機械工	
	機械工(輸送・精密を除く)	
	金属加工工	
	食品・衣料品製造工	
	その他の技能工	
	保安従事者	
	警察官・自衛官・消防士等	
	その他の保安従事者	
	通信運輸事業者	
	運輸従事者	
	通信従事者	
	労務作業者	
	土木建設労務作業者	
	運搬労務作業者	
	その他の労務作業者	

出典：厚生労働省・警察庁「平成30年中における自殺の状況」より筆者作成

### 3. 警察庁の自殺統計

#### ①警察庁の自殺統計原票（原因・動機と職業欄）

警察庁による自殺統計は、自殺が発生した際に作成される「自殺統計原票」をもとに計上されている。原票には「原因・動機」の項目があり、この点がまず厚生労働省の人口動態統計と大きく異なる点である（厚生労働省の人口動態統計では「原因・動機」を知ることはできない）。2007年1月にこの「自殺統計原票」の自殺の原因・動機の項目は見直されており、これまで原因・動機を1つまで選ぶ形式であったものが、3つまで選べる形式へと変更されている。原因・動機は、「家庭問題」「健康問題」「経済・生活問題」「勤務問題」「男女問題」「学校問題」「その他」「不詳」にわかれており、そのさらに下項目にたとえば「家庭問題」であれば「親子関係の不和」「夫婦関係の不和」といった項目が並んでいる。

その他に、選択式の職業欄の記入欄があり、自殺の場所、自殺の手段、自殺未遂歴の有無についても選択する形となっている。職業別は、「自営業・家族従業者」「被雇用者・勤め人」「無職」「不詳」にわかれており、「無職」の中には「学生・生徒等」と「無職者」があり、「無職者」の中に「主婦」「失業者」「年金・雇用保険等生活者」「その他の無職者」とわかれている（表1）。

#### ②日本における年間の自殺者数（日本全体）と月別自殺者数の公表

警察庁による年間の自殺統計は、2011年公表分（2010年中の自殺者数）まで「平成〇年中にお

ける自殺の概要資料」という形で警察庁生活安全局生活安全企画課（2008年公表分までは生活安全局地域課）が単独で公表してきた。この公表時期は例年翌年の6月～7月であり、2009年公表分から5月、2011年公表分から2019年現在まで3月に公表されている。2012年公表分（2011年の自殺者数）からは「平成〇年中における自殺の状況」という形で公表されるようになり、2012年公表分から2016年公表分までは警察庁と内閣府自殺対策推進室、そして自殺対策推進室の内閣府から厚生労働省への移管に伴い、2016年4月分以降は警察庁生活安全局生活安全企画課と厚生労働省自殺対策推進室から公表されている。

警察庁の統計において、月別の自殺者数とその翌月に公表されるようになったのは2010年4月以降である。日本全体および都道府県別の月別の自殺者数については、最初に発表される「速報値」とある程度時間をとってから精査した数値である「暫定値」が公表されている。なお、「確定値」は最終確定の数値である。現在は年間の自殺者数であれば翌年3月に公表されている。

都道府県別の自殺者数については、警察庁の統計においては、かつて前述の「自殺の概要資料」において発見地別の自殺者数が公表されるのみであったが、内閣府自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課「平成23年中における自殺の状況」（2012年3月9日公表）からは「男女」別・「年齢」別・「職業」別・「原因・動機」別・「月」別が発見地で掲載されるようになった。

なお、2009年・2010年分の都道府県別の原因・動機別自殺者数については内閣府経済社会総合研究所のウェブページにもデータが存在するが、月別かつ2009年および2010年1月～12月までと2011年1月～11月分のみである。

### ③住居地別自殺者数と市町村別自殺者数

実は、警察庁の自殺統計でわかる内容は、2019年3月現在において、「発見地」のみではない。現在厚生労働省自殺対策推進室が分析している市町村別の月別のデータ（地域における自殺の基礎資料）では、「発見場所」「住居地」「発見日」「自殺日」で統計がわかれている。自殺統計原票に「自殺者の生前の住居地及び発見地」を市区町村単位で記入する項目が加わるようになったのは2009年1月分からであり、2009年1月以降の月別の自殺者数（総数・男女別及び都道府県別）については2009年3月から「暫定値」として公表されるようになった。「原因・動機」についてわかる資料は警察庁の統計にしか無いが、「原因・動機」については、市町村別で公表されているのは「家庭問題、健康問題、経済・生活問題、勤務問題、男女問題、学校問題、その他」といった大きなカテゴリーであり、詳細については公表されていない。また、その数値は「暫定値」で公表されている。

さらに、その後、2017年には厚生労働省自殺対策推進室とともに自殺対策の研究を担う自殺総合対策推進センターが市町村に対して市町村別の自殺者数と職業別自殺者数等を「自殺実態プロファイルデータ」という形で公表したが、これは警察庁のデータを中心に作成されている。そのため、住居地別の市町村別の自殺者数を知ることができるのは2009年1月分以降のデータとなっている。

## 4. 厚生労働省の人口動態統計

厚生労働省による自殺者統計の基本データとなっているものは、厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室が公表している「人口動態調査」である。人口動態統計には、「人口

動態統計速報」「人口動態統計月報」「人口動態統計年報」があるが、「人口動態統計月報」は、概数で公表され、調査月の約5か月後が公表日となっており、「人口動態統計年報」は、調査年の翌年9月頃となっている<sup>4)</sup>。そのため、月別の自殺者数についても該当月の約5か月後に公表されている。

人口動態調査は、「『戸籍法』及び『死産の届出に関する規程』により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象として」<sup>5)</sup>おり、「市区町村長は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を受けたときは、その届書等に基づいて人口動態調査票を作成し、これを保健所の管轄区域によって当該保健所長に送付」<sup>6)</sup>し、「保健所長は、市区町村長から提出された調査票を取りまとめ、毎月、都道府県知事に送付する」<sup>7)</sup>。さらに、集計は「厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行う」<sup>8)</sup>こととなっている。人口動態調査票は、出生票、死亡票、死産票、婚姻票、離婚票の5種であり、死亡票は、「死亡者の生年月日、住所、死亡の年月日等死亡届に基づく事項」<sup>9)</sup>である。この死亡票は、死亡届をもとに計上されているため、基本的に医師が死亡診断・死因診断をしている<sup>10)</sup>。その死亡届は、死亡診断書または死体検案書を1通添付する形となる。医師は、「診療継続中の患者以外の者が死亡した場合」と「診療継続中の患者が診療に係る傷病と関連しない原因により死亡した場合」には、死亡診断書ではなく死体検案書を作成することとなる<sup>11)</sup>。そのため、どのような遺体であれ、死亡診断書または死体検案書を作成できるのは、医師のみである。

なお、医師法第21条では、「医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検査して異状があると認めるときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない」とされている。これは「異状死」と呼ばれるものであり、自殺もこれに当たる。ちなみに、国が報告に用いるものにいわゆる『自殺対策白書』があるが、『平成19年版自殺対策白書』までは厚生労働省の人口動態統計をもとに掲載されている。

## 5. その他の自殺者数に関する統計資料

これまであげてきた警察庁・厚生労働省の統計の統計から月別の自殺者数を分析したもの、そしてそれらからこれまで研究所や都道府県・政令指定都市が自殺者数について分析したものには、主に①～③の以下の資料〔森山2016〕がある。なお、都道府県・政令指定都市単位で自殺未遂者等に関する実態解明の調査が下記の通り独自に行われてきたが、「子ども」に特化した調査研究は文部科学省・自殺総合対策推進センター以外に行われてきていないと見られる。

4) 厚生労働省「人口動態調査」ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1b.html> (last accessed 26/2/2019)

5) 同上

6) 同上

7) 同上

8) 同上

9) 同上

10) 厚生労働省医政局医事課企画法令係に確認済。

11) 厚生労働省「死亡診断書(死体検案書)記入マニュアル」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/> (last accessed 26/2/2019)

## ①月別自殺者数がかかる統計資料

- ①- 1 厚生労働省「人口動態統計月報（概数）」（「(保管表) 死亡数, 性・死因簡単分類・都道府県 (2大都市再掲) 別」)

●「月別自殺者数の推移」「都道府県別自殺者数, 自殺死亡率」(2009年1月～2015年12月)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000140831.html>

※PDF, 政令指定都市は無し

●「月別自殺者数の推移」「都道府県別自殺者数, 自殺死亡率」(2018年1月～)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000140861.html>

※PDF, 政令指定都市は無し

- ①- 2 警察庁「自殺統計」をもとにした厚生労働省自殺対策推進室による分析(最新の状況 速報値, 暫定値, 最新の震災関連自殺者数)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/jisatsu/jisatsu\\_new.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/jisatsu/jisatsu_new.html)

- ①- 3 内閣府「平成19年及び20年地域における自殺の基礎資料」(2009年)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000140577.html>

- ①- 4 内閣府「平成21年地域における自殺の基礎資料」(2010年)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000140512.html>

- ①- 5 内閣府「地域における自殺の基礎資料」(2009年～2015年)

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(2016年～現在)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000140901.html>

## ②自殺予防総合対策センター, 統計数理研究所, 自殺総合対策推進センター作成の統計資料

- ②- 1 自殺予防総合対策センター「自殺対策のための自殺死亡の地域統計」(2009年)

[http://jssc.ncnp.go.jp/archive/old\\_csp/genjo/toukei/index\\_old.html](http://jssc.ncnp.go.jp/archive/old_csp/genjo/toukei/index_old.html)

- ②- 2 自殺予防総合対策センター「自殺対策のための自殺死亡の地域統計(2)―自殺の手段, 配偶関係, 職業―」(2009年)

[http://jssc.ncnp.go.jp/archive/old\\_csp/genjo/toukei/index3.html](http://jssc.ncnp.go.jp/archive/old_csp/genjo/toukei/index3.html)

- ②- 3 自殺予防総合対策センター「自殺対策のための自殺死亡の地域統計1973―2009」(2011年)

[http://jssc.ncnp.go.jp/archive/old\\_csp/genjo/toukei/index\\_old2.html](http://jssc.ncnp.go.jp/archive/old_csp/genjo/toukei/index_old2.html)

- ②- 4 自殺予防総合対策センター「自殺対策のための自殺死亡の地域統計1983-2012」(2014年)

[http://jssc.ncnp.go.jp/archive/old\\_csp/genjo/toukei/index.html](http://jssc.ncnp.go.jp/archive/old_csp/genjo/toukei/index.html)

- ②- 5 自殺予防総合対策センター「自殺対策のための自殺死亡の地域統計 手段・配偶関係・職業別統計1983-2012」(2014年)

[http://jssc.ncnp.go.jp/archive/old\\_csp/genjo/toukei/index2.html](http://jssc.ncnp.go.jp/archive/old_csp/genjo/toukei/index2.html)

- ②- 6 統計数理研究所「自殺の要因分析」(2013年)

[http://jssc.ncnp.go.jp/archive/old\\_csp/toukei/analysis.html](http://jssc.ncnp.go.jp/archive/old_csp/toukei/analysis.html)

- ②- 7 統計数理研究所「自殺対策のための自殺死亡の地域統計 ビジュアライズ版」(2013年)

[https://jssc.ncnp.go.jp/archive/old\\_csp/toukei/visualize.html](https://jssc.ncnp.go.jp/archive/old_csp/toukei/visualize.html)

※ただし, 概要のみ

- ②- 8 自殺総合対策推進センター『地域自殺実態プロファイル』(非公表・2017年)

- ②-9 自殺総合対策推進センター「昭和48年度から平成27年度における、通学適齢期の自殺者数に関する分析【速報版】」(2018年)

<https://jssc.ncnp.go.jp/a/18081.php>

※自殺予防総合対策推進センターは2006年10月～2016年3月まで設置、その後、名称が変更され自殺総合対策推進センターが2016年4月に設置されている。なお、上記ウェブサイトのURLは2019年3月31日現在のものである。

### ③都道府県・政令指定都市単位で実施された調査研究

- ③-1 香川県「自殺未遂者ケアに関する調査」(2008年6月)
- ③-2 東京都「救急医療機関における自殺企図患者等に関する調査」(2008年7月)
- ③-3 栃木県「平成21年度栃木県自殺未遂者実態調査」(2010年3月)
- ③-4 東京都「自殺未遂者支援事業」(2010年3月)
- ③-5 さいたま市「救急医療機関における自傷・自殺企図患者に関する調査」(2010年3月)
- ③-6 宮城県「救急医療機関における自殺未遂者への対応調査」(2010年9月)
- ③-7 秋田県「自殺未遂者実態調査」(2012年3月)
- ③-8 荒川区「自殺未遂者調査研究事業」(2012年3月)
- ③-9 新潟市「自殺未遂者実態把握調査」(2012年3月)
- ③-10 大阪府「自殺未遂者実態調査」(2012年4月)
- ③-11 浜松市「救急現場における自殺未遂に関する実態調査」(2012年)
- ③-12 新潟市「小規模事業場におけるメンタルヘルス対策実態把握調査」(2015年11月)
- ③-13 静岡県「平成25年度 精神科医療機関における自殺に関する実態調査」(2016年)

## 6. 自殺者数の統計に関するまとめ

自殺者数に関する統計については、その調査票の項目変更についても自殺対策の政策上の変更によるものも大きいと見られる。また、警察庁の自殺統計と厚生労働省の人口動態統計については公表されているデータ(毎月公表されるものと年間の自殺者数が公表されるもの、自殺対策白書においてのみ公表されるもの)と非公表のデータ、自殺総合対策推進センター経由で分析され都道府県・市町村にのみ公表されるデータが存在する(地域自殺実態プロファイルデータなど)。都道府県・市町村においては、警察庁の自殺統計のいわゆる「生データ」は触ることはできない。

なお、WHOなど国際比較で用いられる場合の自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)には厚生労働省の人口動態統計が用いられている。

自殺者数の統計については、主に警察庁の「自殺統計」と厚生労働省の「人口動態統計」があるが、今回はその両者と地域における自殺者数統計について概観した。この統計における発表時期の変更や調査票の項目変更がなぜ行われたかについては、ここでは触れることができなかったが、拙著『自殺対策の政治学』にも一部記しているため、参考にしていただけると幸いである。

## 参考・引用文献

- 森山花鈴（研究代表者）2016『自殺要因の実証的研究に不可欠な情報基盤整備に関する予備的調査研究—子どもの自殺予防に資する“face-index”の確立を目指して 報告書』（平成 28 年度名古屋市子どもの自殺予防に関する調査研究事業補助金）（2016 年 3 月）。
- 厚生労働省 2018『平成 30 年版自殺対策白書』。
- 厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課 2019『平成 30 年中における自殺の状況』（2019 年 3 月）。
- 森山花鈴 2018『自殺対策の政治学』晃洋書房。

※本稿は、上記名古屋市補助金（2016 年）および JSPS 科研費（16K17061）の成果の一部である。

## Basic knowledge of suicide statistics in Japan

Karin MORIYAMA

### 要 旨

2019年3月28日、日本における2018年の自殺者数（確定値）が20,840人であると公表された。2019年1月18日にも年間の自殺者数が公表されたが、マスコミ各社が報道した中で、この数は警察庁の集計であることと、「速報値」と表記がある。実は警察庁の統計にも「速報値」「暫定値」「確定値」があり、さらには警察庁の統計以外に厚生労働省による統計も存在する。ただし、近年は警察庁の自殺統計を厚生労働省の自殺対策推進室が月別に集計・発表しており、やや複雑であるため、自殺対策に携わりはじめた関係者にとってはわかりづらいことが多い。そのため、本稿では、日本における自殺統計について、その内容と公表過程について明らかにする。